

企業の魅力発信支援事業(マッチング支援)

～人材の確保に積極的な中小企業等を県が認定し、企業の採用を支援します～

効果的に企業情報を伝える**求人広告の作成支援セミナーを開催**します(東部・中部・西部で複数回開催予定)

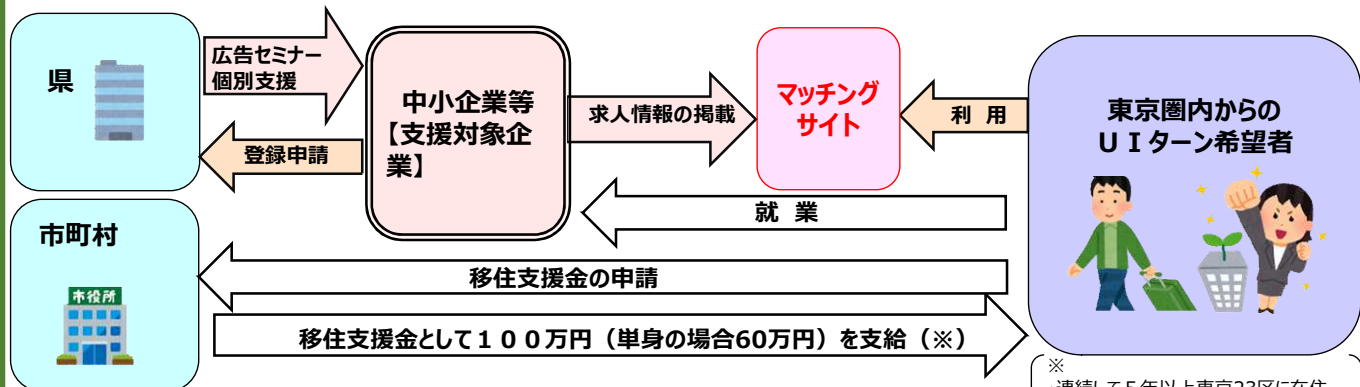
企業の求人情報を、**都市部の方々の目に届きやすい全国連携のマッチングサイトに掲載**します

東京圏の方が本県に移住して、**認定企業に就職した場合、その移住者に「移住支援金」を支給**します(一定の要件を満たす必要あり)

企業の魅力発信支援事業(マッチング支援)について

まずは事業者の皆様へ「支援対象企業」に登録申請をいただき、認定後にマッチング支援がスタートします。

マッチング支援では、事業者の皆様への求人広告や採用ページをより効果的なものにするためのセミナーや個別支援を受けられるほか、全国連携のマッチングサイトに求人情報を掲載することができますので、都市部の方々が皆様の求人情報をより簡単に入手することができますようになります。



※
・連続して5年以上東京23区に在住もしくは通勤していたこと
・3親等以内の親族が経営を担う職務を務めている法人への就業ではないこと
などの一定の要件を満たす必要があります。

支援対象企業が受けられる支援

求人広告
作成支援セ
ミナーの受講

求人広告や
採用ページ作
成の個別指導

全国マッチング
サイトに求人
情報を掲載

本事業のご利用対象

一定の要件を満たす高知県内の法人

※裏面に要件を記載しています

登録申請の詳細に
つきましては
裏面をご覧ください。

(問い合わせ先)
高知県商工政策課 (088-823-9789)

認定の要件

支援対象企業の認定を受けるためには、下記に掲げる(ア)～(ク)の全てに該当することが必要です

- (ア) 次に定める要件を満たしていること
 - ・県税の滞納がないこと
 - ・労働基準監督署に就業規則を届け出ていること(常時10名以上の労働者を使用する法人のみ)
- (イ) 官公庁等でないこと(官公庁等の「等」には、独立行政法人、第三セクター、一部事務組合等の国または地方公共団体が設立・出資または出えんしている主体を含む)
- (ウ) 資本金10億円以上の法人でないこと
- (エ) みなし大企業でないこと(※)
- (オ) 本社所在地が東京圏以外の地域又は条件不利地域にある法人であること
- (カ) 雇用保険の適用事業主であること
- (キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- (ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

※本事業におけるみなし大企業とは以下の(1)～(3)のいずれかに該当する資本金10億円未満の法人をいいます。

- (1)発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有
- (2)発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有
- (3)資本金10億円以上の法人の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること

注意点

雇用された方が移住支援金を受けられるようにするために、以下の点にご注意をお願いいたします。

- **正社員、週20時間以上の無期雇用契約で長期の雇用を前提としてください。**
- **移住支援金を受けた雇用者の状況の把握にご協力をお願いします。**
- **虚偽申告の場合は、認定を取り消す場合があります。**

認定申請・提出資料

認定の申請には、以下の①～③の書類をご提出ください。

①の様式につきましては、高知県商工政策課で配布しております。また、ホームページからもダウンロードできます。(http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151401/)

【申請書類】

- ①登録申請書(様式)
- ②直近の高知県税の納税証明書の写し
- ③労働基準監督署の受付印が押された就業規則の写し(常時10名以上の労働者を使用する法人のみ)

(問い合わせ先・申請書類提出先)

高知県商工政策課 企画調整担当

電話 088-823-9789

メール 151401@ken.pref.kochi.lg.jp